

# 論文

## 預金

小林 威 雄

現行のわが国の「銀行法」は昭和五六年六月一日（法律第九号）に公布され、昭和五七年四月一日（昭和五七年三月二七日「銀行法の施行期日を定める政令」、政令第三九号）から施行されている。それまでの旧「銀行法」は昭和二年三月三〇日に制定されたものであるから、実に五四年ぶりの改正である。

この新しい「銀行法」は、その第二条においてこの法律における「銀行」および「銀行業」についての定義を規定している。それによると、「銀行」とは「大蔵大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう」（第二条第一項）と規定されており、「銀行業」については、(1)「預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行う」（第二条第二項第一号）、(2)「為替取引を行う」（第二条第二項第二号）、この「いずれかを行う営業をいう」と規定されている。

また、第三条においていわゆる「みなし銀行業」を規定している。すなわち「預金又は定期積金の受入れ（前条第二項第一号に掲げる行為に該当するものを除く）を行う営業は、銀行業とみなして、この法律を適用する」となっている。

このように、「銀行法」は、預金または定期積金の受け入れと貸し付けまたは手形の割引を併せて行なう営業、または為替取引を行なう営業を銀行業と規定するばかりでなく、預金または定期積金の受け入れのみを行なう営業も銀行業とみなすと規定している。このことから、「銀行法」は預金または定期積金の受け入れ業務を重視しているといふことがうかがわれる。そして、それは、「銀行法」の第一義的な法目的が預金者および定期積金の積金者（預金者等）の保護にあるからであるとされている。預金または定期積金の受け入れ、いわゆる預金業務は、法律的には銀行業を規定する重要な業務であるということになる。

ところで、「銀行法」第三条において預金または定期積金の受け入れのみを行なう営業も「預金者等」の保護という観点から銀行業とみなしてこの法律を適用する、と規定されているが、経済的には預金または定期積金の受け入れ、預金業務のみを行なう営業を銀行業と規定することはできない。銀行は、一方では、貨幣取り扱い業務を営み、また利子をつけて預金を大量に集積し、他方では、この集積した預金の一部分を貸出可能な貨幣資本に転化させて、自己の責任と計算とにもとづいて、貸し付け、または手形の割引等を行ない利子生み資本として運用して利潤を取得するのである。貸し付け、手形の割引等を行なうためには貨幣資本が必要であるが、銀行はこの貨幣資本をみずから所有しており、それによって貸し付け、手形の割引等を行なうのではない。このことを理解しておくことは重要である。銀行は、貸し付け、手形の割引等に必要な貨幣資本をいろいろな手段、方法によって調達し、獲得するのである。この貨幣資本の調達、獲得のいろいろな手段、方法のなかでもっとも基本的な手段、方法が預金の受け入れであ

る。銀行にとつては、預金は、たんなる貨幣の保護預り、保管を委託されたものであるのではない。銀行は、預金業務を営むことによつて貸出可能な貨幣資本をつくりだすのである。そして銀行は、この貸出可能な貨幣資本を利子生み資本として運用するのである。預金業務は、銀行が貸出可能な貨幣資本をつくりだす業務であるという意味において、銀行にとつて欠くことのできない基本的な業務の一つとなつてゐるのである。

(1) 旧「銀行法」における「銀行」の定義はつぎのように規定されていた。

「第一条 ①左ニ掲グル業務ヲ営ム者ハ之ヲ銀行トス

一 預金ノ受入ト金銭ノ貸付又ハ手形ノ割引トヲ併セ為スコト

二 為替取引ヲ為スコト

②営業トシテ預金ノ受入ヲ為ス者ハ之ヲ銀行ト看做ス」

この条文によつて明らかのように、旧「銀行法」においても預金業務は「銀行業」を規定する重要な業務であつたわけである。ところで、本文においてみたように、新「銀行法」においては「銀行」および「銀行業」の定義は第二条において規定されているが、旧「銀行法」においては「銀行」の定義が第一条に規定されていた。これは、旧「銀行法」制定の昭和二年当時はその頃の立法例で法律の目的規定がなかつたという事情による（金融法研究会編『新銀行法の解説』金融財政事情研究会、昭和五六年一二月、参照）。

なお、新「銀行法」においては、第一条にこの法律の目的が規定されているので、参考のため引用しておくところとおりである。

「第一条 この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 この法律の運用に当たつては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。」

また、新「銀行法」においては、「銀行」および「銀行業」の定義が第二条、「みなし銀行業」の規定が第三条と二条にわ

たつて規定されているが、旧「銀行法」においては、第一条の第一項、第二項において規定されているという違いがある。しかし、「銀行業」の定義および「みなし銀行業」の規定についての基本的な考え方は同じである。

さいごに、新「銀行法」においては、「預金又は定期積金の受入れ」となっており、新たに「定期積金の受入れ」がつけ加えられている。これは、新「銀行法」の制定にあわせて「貯蓄銀行法」が廃止されたので、それにもなつて「貯蓄銀行業」を新「銀行法」に吸収したという事情によるものである。

本稿においては、このような預金について、まずわが国における各種の預金の内容、その特徴や性格を考察し、そして、これらの各種の預金の源泉はどこにあるか、預金の諸源泉について考察し、さいごに預金の一般的な性質について整理しておくことにする。

## 二

預金は、それを考察する方法によっていろいろに分類されている。たとえば、(1)預金の発生からみれば本源的預金(直接預金)と派生的預金(振替預金)とに、(2)預け入れの目的からみれば出納預金と貯蓄預金とに、また出納預金は営業上のもか個人のもかによつて営業預金と所得預金とに、(3)預け入れの期間、払い出しの時期、あるいは預金の機能からみれば要求払預金(流動性預金)と期限付預金(固定性預金、定期性預金)とに、(4)預金者別にみれば一般預金(法人預金と個人預金)、公金預金(地方公共団体、公社、公団の預金)、金融機関預金、政府関係預り金とに、また居住者預金と非居住者預金とに、(5)通貨別にみれば円預金と外貨預金とに、(6)貸出との関連で拘束預金と非拘束預金とに、というように分類されている。

このように、預金はいろいろに分類されているが、一般に使われている分類は銀行の貸借対照表における勘定科目

による分類である。わが国における銀行の勘定科目によって預金の種類をみると、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、納税準備預金、別段預金、定期積金、非居住者円預金、外貨預金、そして独立の科目としておかれている譲渡性預金がある。特殊な性格をもっている譲渡性預金、外貨預金をのぞく一般の預金のうち預金残高の大部分を占めているのは、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金である。したがって、一般の預金のおもな種類はこの四種の預金であるということが出来る。なお、定期積金、非居住者円預金、外貨預金は、どの銀行にもあるというものではない。以下、それぞれの預金についてその内容、特徴、性格などについて簡単に考察しておくことにしよう。

### 当座預金

当座預金は、当座勘定取引契約にもとづいている預金である。当座勘定取引契約という契約は、小切手・手形の支払委託契約と当座預金契約とからなっている。小切手の支払委託契約とは、取引先が振り出す小切手にたいして銀行が支払うということを約束する契約である。手形については、支払場所として銀行の本・支店が記載されていれば、その銀行に支払いの事務を委託したものと解され、小切手の支払委託契約と同様の効果を有することになるとされている。当座預金契約とは、取引先がいつでも当座預金として入金することができ、銀行はこれを受け入れるということとを約束する契約である。なお、当座預金は、返済期の定めのない消費寄託契約（預かる者が預かった金銭を消費し、後日それと同種、同等、同量のを返還するということを約束する契約）にもとづく債権と解されている。つまり、当座預金は、取引先が小切手・手形の支払資金を預け入れ、銀行は取引先が振り出し、呈示された小切手・手形にたいして、その指図にしたがって小切手・手形の所持人に支払うという要求払いの預金である。他の種類の預金の支払いは、必ず本人かその代理人にたいして行なうが、当座預金は、取引先の支払委託にもとづいて小切手・手形

の所持人が本人であるか第三者であるかを問わずにその者に支払う。この点でも当座預金は他の預金と異なる。

銀行は、当座勘定取引契約を結ぶさいには申込者の身元、資産の状態、信用の状況などを調査する。当座預金以外の一般の預金の場合には、銀行の窓口に申込み誰でも取引を開始することができるが、当座預金の場合は申込者の信用調査が行なわれる。それは、すでにのべたように、当座預金は、他の預金と異なり、取引先に自行支払いの小切手・手形の使用を認めるわけであるから、取引先に一種の信用を与えることになり、そして小切手や手形は流通するから、万一、預金の残高がないのに小切手・手形を振り出して不渡りを生じさせるようなことになれば、小切手・手形の流通に支障をきたすことになり、またその銀行の社会的信用の失墜につながることもなる、ということがあるからである。

当座勘定取引契約が結ばれ、入金されて当座預金口座が開設されると、銀行は取引先預金者に当座勘定入金帳や小切手帳、また取引先が希望し銀行が妥当であると判断した場合には手形帳を交付する。預金者は、購買した商品の代金の支払いを小切手を振り出して行ない、また取引銀行の本・支店を支払場所とした約束手形を振り出して行なう。小切手・手形を振り出すことができる限度は、当座預金残高以内であるが、別に当座貸越契約を結んでいる場合には、預金残高をこえて貸越限度まで小切手・手形を振り出すことができる。

当座預金は、企業などがこの勘定において、日々の商取引によって生じる現金の収納、支払い、小切手・手形類の決済、それらの記帳、現金の保管等の操作、事務を銀行に代行してもらおうという目的で開設され、企業間の決済の多くは当座預金勘定において行なわれる。すなわち、当座預金口座をもっている人は、この口座を利用してつぎのようなことができる。(1)小切手を振り出して相手に交付することによって現金の支払いに代えることができる。(2)手形の

支払場所を銀行に指定して当座預金から支払ってもらうことができる。(3)受け取った現金を預け入れることができる。(4)受け取った小切手・手形類を預け入れ、銀行にこれらを取り立ててここに入金として記帳してもらうことができる。(5)銀行を通じての他からの預金者宛の当座口振込による入金や代金取立による入金もここに記帳することができる。このように、当座預金は、預金者の日常の出納、保管の事務を銀行に代行してもらうという性格をもっている。そこで、当座預金はまた出納預金とも呼ばれている。

当座預金は、銀行にとっては頻繁な出納、保管事務を代行するという手数料が多くかかる預金であるから、原則的に利子のつかない預金となっている。わが国では、かつては低率ではあったが利子を付していたが、昭和一九年以降無利子となっている。

このように、当座預金は出し入れが頻繁な預金であるが、銀行は、多くの取引先から当座預金を預かり、かれらの共同の出納代理人として機能することによって、つねに銀行にとどまっている残高を形成することができる。これは銀行の貸出可能な貨幣資本となる。銀行が当座預金業務を営み、多くの取引先の日常の出納、保管事務を、貨幣取り扱いの操作を代行するのは、このような貨幣取り扱い業務を行ない、多くの取引先から当座預金を大量に集めることによってその一部を貸出可能な貨幣資本とし、それを銀行は自己の責任と計算とにもとづいて利子生み資本として運用することができるからである。

銀行は、取引先の日常の出納、保管という貨幣取り扱いの業務を代行するために自己の資本を投下しており、貨幣取扱資本という側面をもっている。そして貨幣取り扱い業務が本来の銀行業と結びついて行なわれている。

なお、銀行が行なう貸し出しは、借り手、手形割引依頼人の当座預金口座に振り替えられるので、当座預金は銀行

の貸し出しとの関連においても重要な役割をはたしている。

### 普通預金

普通預金は、普通預金契約にもとづいている預金である。普通預金契約とは、いつでも自由に普通預金として預け入れることができ、払い戻すことができるということを約束する契約である。普通預金契約は、返済期の定めのない消費寄託契約であるので、払い戻しの請求があれば銀行はいつでもこれに応じなければならない。また、一般的に普通預金契約は継続的取引契約と解されており、最初の預け入れによって預金者の口座が開設され、以後この口座への預け入れと払い戻しが反復される。そして、個々の預け入れは消費寄託であるが、それによって生じる預金債権は一つの債権に合体し、払い戻しの場合にどの預け入れ分を充当するかというような問題は生じない、と解されている。つまり、普通預金は、いつでも必要に応じて反復して自由に預け入れ、払い戻しができる要求払預金である。

普通預金は、当座預金と同じく要求払いの預金であるが、当座預金の場合とは異なり、申込者の信用状況等を調査することなく、申込みがあれば誰でも口座を開設することができる。このため、普通預金は家計部門で多く使われている。しかし、当座預金をもたない中小企業者によって出納預金的に使われている場合もある。それは、小切手・手形類によっても普通預金に入金することができるし、また他からの当座振り込みも普通預金口座で受けることができるからである。

普通預金においては、預金の出し入れは原則として通帳が用いられる。普通預金の払い戻しは、当座預金の場合のように小切手を振り出して行なうのではなく、預金通帳とあらかじめ銀行に届け出た印章により記名押印した払戻請求書の呈示や現金自動支払機を利用してキャッシュ・カードによって行なわれる。

普通預金は、当座預金と同様に要求払預金であるが、利子が付されている。しかし、要求払いであるため期限付預金の利子よりも低利である。

ところで、普通預金は、もともと一般大衆の零細な資金を吸収する目的で創設されたものであり、貯蓄性預金としての性格をもっていたのであるが、最近では、むしろ金銭の保管委託とともに、預け入れ、払い戻し、また他の商品とセットされて各種のサービスを受ける出納預金として使われる面の方が強くなってきている。

(1) 普通預金の預け入れ、払い戻しにかかわるサービス

(イ) ほとんどの銀行がその本・支店どこでも預け入れ、払い戻しができる全店扱い制を採用している。

(ロ) 給料、年金、為替、株式配当金等の振込金の受け入れ口座として指定すれば、自動的に当該口座に振り込み入金され、入金後はいつでも払い戻すことができる。

(ハ) 電話、ガス、水道、電気などの公共料金、クレジット・カードの利用代金、住宅ローンその他のいわゆる消費者金融の返済、定額自動送金などの支払決済口座として指定すれば、自動的に当該口座から引き落とし決済される。

(ニ) 預金の払い戻しが、昭和四四年からの現金自動支払機 (Cash Dispenser, C D) の導入によって店舗の窓口でなくとも C D が設置されているところなら、どこでも預金通帳なしで C D カードを入れて暗証番号を押すだけで払い戻すことができるようになった。

(ホ) 昭和五〇年頃から現金自動預金機 (Automatic Depositer, A D) が導入されてきている。

(ヘ) C D カードによって他の提携金融機関の C D でも払い戻しができるようになってきた。

(2) 普通預金と他の商品とがセットされているサービス

(イ)昭和四七年八月から個人の普通預金口座と定期預金口座とを一冊の通帳にまとめ、普通預金の残高が不足した場合には定期預金を担保としてその九〇%（最高額一〇〇万円）まで自動的に貸し付けがなされ、普通預金に入金すれば自動的に返済されるという当座貸越契約づきの総合口座がつくられ、急速に普及している。これは、(1)の(イ)にあげた普通預金からの自動引き落しを補強することにもなっている。

(ロ)昭和五三年に普通預金に当座貸越取引をセットし、いつでもCDカードによって無担保で、普通預金を払い戻すのと同様の手続きで借り入れることができるカード・ローンと呼ばれる商品が開発されている。

このように、近年、普通預金を中心にしていろいろ新しい工夫がなされており、普通預金は貯蓄を目的とする預金というよりも、いろいろなサービスを受け利用するための預金、入金、支払いなどの貨幣の技術的操作を銀行に代行してもらうための預金という性格が強くなってきている。

普通預金は、このように出納預金化してきているが、その出し入れは当座預金のように激しくはない。銀行は、要求払いであり、利子が支払われ、しかも小口が多い普通預金ではあるが、それを大量に集めることによって、その一部を貸出可能な貨幣資本に転形し、それを利子生み資本として運用することができる。普通預金の獲得は、銀行にとって貸出可能な貨幣資本を形成するための一つの手段である。

### 通知預金

通知預金は、一定の据置期間（通常一週間）以上の期間、一定額（一口の預入最低金額は現在銀行間の申合せで五万円となっている）以上の金額を預け入れておき、払い戻しをするためにはあらかじめその日を二日前に予告（通知）することを必要とする預金である。したがって、通知預金は、預け入れ、払い戻しが自由な普通預金と預入期間の定めが

ある定期預金との中間に位置づけられるが、内容的には流動性預金としての性格をもっている。なお、通知預金は、預金一口ごとの契約となつてゐるので、一口の通知預金の一部を払い戻すことはできない。

通知預金にたいしては、銀行は普通預金などの要求払預金に比べて支払準備を多く保有しておく必要がなく、通知を受けてから支払準備金を手当てすることもできるので、利子は普通預金の利子よりも〇・二五%高くなつてゐる。

通知預金は、企業などがある程度まとまつた金額の一時的な余裕金を普通預金よりも有利に運用しようとする場合や金融機関相互間の預金に利用される。

銀行は、通知預金の場合は引き出される前に予告をうけるので、その残高を短期的に運用することができる。

#### 定期預金

定期預金は、あらかじめ一定の期間を定めて預け入れ、その期間が満了するまでは原則として払い戻しができない期限付の預金である。この点で要求払いである当座預金や普通預金と異なつてゐる。定期預金の預入最低金額は一口一〇〇円で、預入期間は現在三カ月、六カ月、一年、二年の四種類がある。

定期預金は、満期日まで払い戻しの請求がないから、銀行は、契約期間中は支払準備の必要がなく、その全額を自由に運用することができる。このため、定期預金の利子は、各種の銀行預金のなかでもっとも高く、また預入期間に対応して順次、高率に定められてゐる。そこで、定期預金は、個人、法人を問わず貯蓄の一つの方法として貯蓄性預金として利用されてゐる。

銀行は、定期預金をもつとも安定性のある預金としてその増加に力を入れている。

なお、定期預金には、いわゆる普通定期預金のほかに、つぎのようなものがある。

(イ)自動継続定期預金 普通定期預金に、預金者が満期日までに申出をしないかぎり、満期日に元利合計額あるいは元金をもってそれまでと同じ期間の定期預金に自動的に継続するという特約を付した定期預金。

(ロ)期日指定定期預金 三カ月以上二年未満のあいだで満期日を任意に指定することができる定期預金。利率は、満期日が六カ月未満の場合は三カ月定期預金の利率が、六カ月以上一年未満の場合は六カ月定期預金の利率が、一年をこえる場合は一年定期預金の利率が適用される。

(ハ)新型期日指定定期預金 昭和五六年六月から取り扱いが開始されたもので、一年間の据置期間を経た後は一カ月前に期日を指定すれば引き出すことができ、利子は一年複利で引き出し時の支払い、預け入れ時マル優限度（三〇〇万円）内であれば、支払い時の元利合計額がマル優限度をこえていても課税されないという個人のマル優利用者に限定している定期預金。預入期間最長三年。

(ニ)特別定期預金（無記名定期預金） 預金者の印鑑の届け出だけで、住所、氏名は知らせなくてもよい定期預金。  
 (ホ)積立定期預金 積立総額または積立期間と据置期間とを定めて積み立てていく定期預金。利子は預け入れごとにその預入期間に応じて定期預金利率で計算される。

(ヘ)サービス付定期預金 預金口座振替契約をセットした定期預金で、たとえば交通安全定期預金。一般的には、自動継続定期預金（利払式）の利子を預金者の指定する預金口座（普通預金または当座預金）に入金し、その口座から交通事故傷害保険料を預金口座振替の方法で自動的に引き落とし、銀行と提携している保険会社に振り込むことにより、預金者が保険に加入するというかたちで取り扱われる。

納税準備預金

納税準備預金は、昭和二四年四月一九日付大蔵省銀行局長通達によって定められた「納税準備預金制度要項」にもとづいて同年五月一日から取り扱われている預金である。納税準備預金は、納税資金を貯蓄するための預金であり、その預金者は法人、個人を問わない。

納税準備預金契約の基本は、普通預金と同様に、返済期の定めのない消費寄託契約である。したがって、預け入れは自由であり、預金者から払い戻しの請求があったときはいつでもこれに応じなければならないが、預金の目的が納税の準備にあることから、払い戻しは原則として租税納付の場合に限られる。

納税準備預金は、貯蓄と納税の促進を奨励するということから、利子は普通預金や通知預金よりも高く、普通預金の利子よりも〇・七五%高くなっており、また利子にたいする所得税および通帳の印紙税が免除されている。ただし、租税納付以外の事由によって払い出される場合は、非課税扱いの優遇措置は適用されず課税扱いとなり、普通預金金利が適用される。

なお、種類としては、一般の納税準備預金のほかに、昭和二六年四月一〇日公布の「納税貯蓄組合法」による納税貯蓄組合預金（一定の地域、職域または勤務先を単位として組織された納税貯蓄組合が斡旋する預金）と昭和二八年七月二九日の国税庁からの通達「納税貯蓄組合普及の基本方針について」による窓口納税貯蓄組合預金（金融機関が店舗ごとに結成した窓口納税貯蓄組合に預金者が加入して行なう預金）とがある。

#### 別段預金

別段預金は、雑預金とも呼ばれ、他のいずれの預金にも属さない保管金や預り金を一時的に処理するために設けられた預金である。そして、別段預金として一時的に整理された保管金や預り金は、後日他の勘定へ振り替えられ、ま

たは現金等で支払われる。

別段預金として処理される資金の性質は、種々様々であって一概にいうことはできない。現実に払い戻しの請求権者がおり銀行が債務を負っているものもあるが、そうでないものもある。後者は、預金という名称がつけられているが、法律的には消費寄託契約にもとづく本来の預金と解することはできず、一種の保管金にすぎないと解されている。なお、別段預金には、一定の預金約款はなく、通帳や証書を発行することもない。また別段預金は、原則として無利子、無期限の預金である。ただし、取引先が明らかに返還請求権をもっているものについては付利することもある。

別段預金として処理されるものは、たとえば、銀行の委託事務にともなう株式払込や出資金等の受入金、国税や地方税の収納金、電話料金等の収納金、株式配当金や公社債元利金等の支払資金など、そして自己宛小切手の支払資金、不渡異議申立預託金、その他銀行の事務処理上の整理金などである。

#### 定期積金

定期積金は、一定の金額（掛金）を、一定の期間、定期的に積み立てることによって、金融機関が満期日に一定の金額（給付契約額）を契約者に給付するというものであり、新「銀行法」においては第二条第三項でつぎのように定義、規定されている。

「この法律において△定期積金▽とは、期限を定めて一定金額の給付を行うことを約して、定期に又は一定の期間内において数回にわたり受け入れる金銭をいう」。

定期積金には、甲種積金（目標式積金）と乙種積金（定額式積金）とがあり、前者は給付契約額を万円または千円単位で端数が見つからない額とし、掛金には端数がつくものであり、後者は掛金は万円または千円と端数が見つからないが、

給付契約額には端数がつくものである。また、契約期間、払い込みの方式、払い込む掛金の金額などによっていろいろな種類がある。

条件どおりに掛金の払い込みが完了し、満期日に達すると、金融機関は給付契約額と掛金累計額との差額を補填して給付契約額を支払う。給付契約額と掛金累計額との差額は給付補填金といわれる。金融機関は、この給付補填金を支払うためにあらかじめ準備しておくことが必要であり、この資金を給付補填準備金という。

給付補填金は、経済的には預金の利子に相当するものであるが、法律的には利子と異なる性質のものであるとされ、雑所得となっている。

定期積金は、もともと「貯蓄銀行法」に規定されていたものであるが、「貯蓄銀行法」の廃止にともない新「銀行法」に規定されることになった。したがって、定期積金は、貯蓄銀行から普通銀行にかわった銀行および貯蓄銀行を吸収した普通銀行が取り扱っている。

#### 非居住者円預金

非居住者円預金は、非居住者が円貨で行なう預金であり、この預金勘定の開設は、本邦にある外国為替公認銀行の外国為替取扱店舗にだけ認められている。非居住者円預金勘定への入金、非居住者が外貨を売却してえた円貨、他の非居住者円預金勘定からの振替、外国へ向けて支払うことについて許可を受け、また届出が受理された支払代金など合法的なものであればとくに制限はなく、また支払いは、<sup>(1)</sup>対外支払、居住者への適法な支払い、外貨買い入れのための払い出しなど自由であり、制限はない。

預金の種類についてもとくに制限はなく、当座預金、普通預金、定期預金などいずれの預金であってもよい。利子

は、「臨時金利調整法」(昭和二年二月施行)にもとづく日本銀行のガイド・ラインにしたがうことになっているが、昭和五五年三月七日以降、外国政府・外国中央銀行・国際機関名義の円預金利子については適用対象外となっている。なお、非居住者が円高局面において円投機をすることを間接的に規制するために、付利禁止措置をとることができる規定が設けられている(「外国為替及び外国貿易管理法」——「外為法」——第一条の二第二号)<sup>(2)</sup>。

### 外貨預金

外貨預金とは、米ドル、英ポンド、ドイツ・マルクなどの外国通貨による預金である。「外為法」においては、外国通貨の種類についての制限はないが、流通性の高い主要通貨、なかでも米ドル預金が中心となっている。

外貨預金勘定の開設は、本邦にある外国為替公認銀行の外国為替取扱店舗に限られている。預金の種類については制限はなく、円預金と同じように、外貨普通預金、外貨当座預金、外貨通知預金、外貨定期預金などがある。これらのうち要求払預金の大部分は外貨普通預金であり、また外貨預金残高の大部分は外貨定期預金で占められている。

外貨預金勘定は、また居住者外貨預金勘定と非居住者外貨預金勘定とに分けられる。居住者、非居住者、いずれも昭和五五年一二月の「外為法」改正以後、平時は自由に外国為替公認銀行の外国為替取扱店舗において勘定を開設することができる(「外為法」第二条第一項)、合法的なものであれば預け入れ、払い出しになんら制限はない。しかし、国際収支の均衡を維持することが困難である場合、円相場に急激な変動が起った場合(「外為法」第二条第二項)など、いわゆる「有事」には規制がかかることになっている。

外貨預金の利子は、「臨時金利調整法」の適用対象外となっており(昭和四九年九月一四日大蔵省告示第一〇七号)、当該通貨の海外の同種の金利や資金調達コストなどを勘案して、各銀行が独自に決めていますが、外貨普通預金について

は、一般に国内円預金の普通預金の利率と同率にしている銀行が多いようである。外国為替公認銀行は、外貨預金として受け入れた資金を外貨で運用することになるから、外貨預金の金利は、外貨の種類に応じて海外金融市場の金利水準を基準として決められることになるのであるが、一般的には各銀行ともユーログラール金利を基準にして決めている。それは、各銀行とも通例ユーログラール市場で外貨資金の取り入れや放出を行なっているからである。なお、付利単位については流動性預金（外貨普通預金、外貨通知預金）は一通貨単位、固定性預金（外貨定期預金）は一〇〇通貨単位としてゐる銀行が多く、外貨当座預金、外貨別段預金は無利子である。また最低預入単位については、流動性預金は一通貨単位、固定性預金は一〇〇通貨単位としてゐるのが一般的である。

外国為替公認銀行に外貨預金として預け入れる外貨は、(1)非居住者の外貨、(2)本邦にある外国銀行の外貨、(3)居住者が商品の輸出などで合法的に取得した外貨、(4)居住者が円貨を対価として外国為替公認銀行から購入した外貨などに分けることができる。これらのうち(4)の居住者が円貨を対価として外貨を預け入れることについては、昭和五三年四月創設の居住者外貨預金一般勘定において一人または一社につき一店舗に限り三〇〇万円相当額以内の場合に認められることになったが、昭和五五年一二月以降は、平時においては預入限度額、一人一店舗の制限が撤廃され、自由に円貨を対価として外貨を預け入れることができるようになってゐる。

ところで、円貨を対価として外貨を預金する場合、また外貨預金を円貨で払い戻す場合には、円貨と外貨との交換が必要である。円貨を対価として外貨預金を設定する場合の換算相場は、預入時点における対顧客電信売相場により、逆に、外貨預金を円貨で払い戻す場合は、対顧客電信買相場が適用される。また外貨預金は、外国為替相場の影響をうけ、円安になれば為替差益、円高になれば為替差損が生じる。そこで、外貨定期預金については、為替リスク

を回避するため、満期日にあわせて先物予約（将来の一定の時期にある通貨の受け渡しと、その対価の決済を行なう為替取引について、あらかじめその相場を取り決めて予約しておくこと）をし、円運用利回りを確定させるのが一般的である。

### 譲渡性預金

譲渡性預金とは、払い戻しについて期限が定められており、譲渡禁止の特約のない預金であり、一般にはNCD (Negotiable Certificate of Deposit)、またはCDと呼ばれている。わが国の国内においては、昭和五四年五月一六日から譲渡性預金の取り扱いが開始された。譲渡性預金は、一般の預金とその性格を異にしているので、勘定科目については独立の科目が設けられている。

譲渡性預金は、法的性格は預金であるが、一般の預金にはない特徴をもっている。(1)一般の預金は譲渡、質入れが禁止されているのにたいして、譲渡性が付与されている。譲渡の方法は指名債権の譲渡方式による。他方、中途解約や発行金融機関の買い取りは認められていない。(2)金利が外貨預金と同様、「臨時金利調整法」の適用除外となっており、各金融機関で自由に決めることができる。なお期限以後は利子を付さない。

このような特徴をもっている譲渡性預金は、その発行についてつぎのような条件がつけられている。

- (1)発行金融機関 預金業務を認められているすべての金融機関。
- (2)発行単位 証書一枚あたり五億円以上(預入最低限度五億円、それ以上の金額は一〇〇万円きざみ)。
- (3)預入期間 三カ月以上六カ月以内の期日指定方式。
- (4)発行方法 個別の交渉により発行条件を決める相対発行。

(5)発行限度　本邦金融機関については引当金勘定を含む広義の自己資本の五〇%、外国銀行本邦内支店については円建て貸出金および有価証券残高の合計額の二〇%（その額が三〇億円を下回るときは三〇億円）。

譲渡性預金は、以上のような特徴、特殊性をもっている。

ところで、譲渡性預金の導入によって、銀行にとっては、事業法人その他の法人の一時的な大口の余剰資金を吸収することができるようになり、資金調達の多様化がすすめられたことになり、事業法人などにとっては、余剰資金の運用の一つの手段として利用することができるようになった。また譲渡性預金の導入には、事業法人、その他一般の法人、金融機関などが広く参加する譲渡性預金市場を創設し、短期金融市場の整備、金利機能の活用、金融効率化の推進が意図されていた。

(1) 居住者、非居住者の区別については、「外為法」第六条第一項第五号および第六号でつぎのように定義されている。

「五 〽居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす」。

「六 〽非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう」。

しかし、実際にはその判定がむずかしい場合も少なくないという事情を考慮して第六条第二項において「居住者又は非居住者の区別が明白でない場合については、大蔵大臣の定めるところによる」とされている。そして、大蔵省通達「外国為替管理法令の解釈及び運用について」（昭和五五年二月二九日）において居住性の判定基準が定められている。それによるとつぎのようになる。

居住者——本邦人。本邦の在外公館勤務のため出国して外国に滞在する本邦人。本邦内にある事務所勤務する外国人。本邦に入国後六カ月以上経過するに至った外国人。本邦内に主たる事務所を有する法人。本邦の在外公館。外国の法人の本邦に

ある支店、出張所その他の事務所。

非居住者——外国人。外国政府または国際機関の公務を帯びる外国人。外国で任命、雇用された外交官、領事官およびその随員、使用人などの外国人。外国にある事業所に勤務するために出国して外国に滞在する本邦人。一年以上外国に滞在する目的で出国し、外国に滞在する本邦人。その他本邦出国後外国に一年以上滞在する本邦人。一時帰国し、その滞在期間六カ月未満の本邦人。外国に主たる事務所を有する法人。本邦にある外国政府の公館、使節団。本邦にある国際機関。本邦の法人の外国にある支店、出張所その他の事務所。

(2) 昭和五五年一月一日に改正された「外為法」以前の非居住者の円預金勘定については、「非居住者自由円勘定に関する政令」(昭和三五年七月)による非居住者自由円制度があり、円勘定の残高に、対外支払手段と交換すること、他の自由円勘定への振り替え、外国へ向けて支払うことが認められていた自由円勘定と自由円勘定としての要件に欠け、交換性が保証されていない普通円勘定とがあった。しかし、昭和五五年一月二月の「外為法」改正により、本邦にある外国為替公認銀行は、平常時には非居住者から自由に円預金を受け入れることができるようになり、「外為法」第二条第一項第一号、また外国への支払いも原則として自由になったため、非居住者の自由円勘定と普通円勘定との区別は意味がなくなった。このようなことから「非居住者自由円勘定に関する政令」は廃止され、非居住者円勘定として統一されることになった。

参考文献

- 三宅義夫著『金融論』〔新版〕、有斐閣、昭和五六年三月二〇日。
- 堀内仁・ほか四氏著『預金』(『銀行実務総合講座』第一卷、金融財政事情研究会、昭和五五年六月二五日)。
- 和島雄三・ほか三氏著『外国為替』(『銀行実務総合講座』第五卷、金融財政事情研究会、昭和五六年三月五日)。
- 金融財政事情研究会編『外貨預金』、金融財政事情研究会、昭和五六年一〇月二〇日。
- 日本経済新聞社編『短期金融市場』(『現代の公社債市場』3)、日本経済新聞社、昭和五七年五月二一日。
- 福井博夫編著『詳解外国為替管理法』、金融財政事情研究会、昭和五六年九月七日。

表1 銀行の預金の種類と年利（昭和57年9月末現在）

預  
金

種 類	期 間	1 回 の 預 け 入 れ 額	付 利 最 低 限 度	付 利 単 位	年 利
当 座 預 金	定めなし	1 円以上	—	—	無 利 子
普 通 預 金	定めなし	1 円以上	1,000円	100円	1.75%
通 知 預 金	定めなし	5 万円以上	—	1 万円	2.00%
定 期 預 金	3 カ月	100円以上	—	100円	3.75%
	6 カ月				5.00%
	1 年				5.75%
	2 年				6.00%
納 税 準 備 預 金	定めなし	1 円以上	1,000円	100円	2.50%
別 段 預 金	定めなし	—	—	—	無 利 子 (1.75%) <sup>(1)</sup>
定 期 積 金	契約による	100円以上	—	—	(3.60%) <sup>(2)</sup>
非居住者円預金	居住者円預金（当座、普通、通知、定期）と同じ <sup>(3)</sup>				
外 貨 預 金	流動性預金	1 通貨単位	—	1 通貨単位	自 由 <sup>(4)</sup>
	固定性預金	100通貨単位	—	100通貨単位	
譲 渡 性 預 金	3 カ月以上 6 カ月以内	5 億円以上	—	—	自 由

注 (1)付利の場合 (2)給付補填金の率 (3)外国政府・外国中央銀行・国際機関名義の円預金の利子は自由 (4)当座預金は無利子、外貨普通預金は一般に円預金の普通預金の利率が適用される

表2 全国銀行の預金残高

(昭和57年8月末, 単位億円)

当座預金	118,948	6.86%
普通預金	251,792	14.51%
通知預金	136,767	7.88%
定期預金	1,060,194	61.10%
納税準備預金	1,356	0.08%
別段預金	51,934	2.99%
定期積金	12,863	0.74%
非居住者円預金	17,193	0.99%
外貨預金	83,998	4.84%
計	1,735,047	100%
譲渡性預金	36,520	—

注 日本銀行『経済統計月報』昭和57年10月

預  
金二  
二

## 三

前節においては、わが国の銀行の貸借対照表における勘定科目にもとづいて各種の預金の内容、特徴、性格などについて簡単に考察したが、まえにものべたように、銀行が貨幣の取り扱いとかかわる預金を受け入れ、また利子をつけて各種の預金を受け入れ、さらにいろいろなサービスと結びつけて預金を受け入れる預金業務を営むのは、貸し付け、手形の割引等を行なうのに必要な貨幣資本、貸出可能な貨幣資本を形成するためである。それでは、これらの各種の預金の源泉はどこにあるのであろうか。本節において各種の預金の源泉について考察することにしよう。

預金の源泉は、基本的には再生産にたずさわる資本の運動のなかに求められる。再生産にたずさわる資本、機能資

本には産業資本と商業資本とがあるが、基礎となるのは産業資本であるので、産業資本の運動のなかで預金の源泉を明らかにしていくことにする。

資本の再生産をもっとも明瞭にあらわす資本の循環形態は生産資本の循環であるが、この生産資本の循環において資本が貨幣資本として現われる流通過程は、 $W' | G' \cdot G | W \wedge Pm \wedge A$  といふかたちをとっている。

$W'$  (商品資本) は、いろいろな価値部分から、すなわち、(1) 特定種類の使用価値をもつ商品の生産のために生産的に消費された原料等 (労働対象) の価値部分 (不変流動資本) およびこの商品を生産するのに購買した労働力の価値部分、労働者に支払われた賃金 (可変流動資本) (2) 機械等 (労働手段) の摩損価値部分 (固定資本の減価償却部分) (3) 拡大再生産のために積み立てられる利潤部分、(4) 資本家の所得となる利潤部分からなりたっている。これらの価値部分は、 $W' | G'$ 、販売によってすべて貨幣の形態をとることになる。そして、これらの貨幣が預金の源泉となるのである。そこで、それぞれの貨幣部分について考察することにする。

(1) 預金の第一の源泉は、資本の再生産過程において購買手段および支払手段の準備金として存在している貨幣資本である。

$W'$  のいろいろな価値部分のうちの原料等の価値部分および労働力の価値部分 (流動資本部分) は、 $W' | G'$ 、販売によってそれぞれ貨幣の形態をとり、資本は商品資本から貨幣資本に転形する。そして、生産を連続的に行なうためにはたえず原料等および労働力を購買しなければならぬから、この貨幣資本は  $G | W \wedge Pm \wedge A$ 、購買過程を経て生産資本に再転形することになる。

ところで、 $W' | G'$  が行なわれるためには、一定の時間が必要であり、注文生産以外の場合には  $W' | G'$  は偶然に依存

しており、そして多くの場合、 $W'$ は一挙にすべてが販売されるのではなく、時期を異にして継起的に販売される。そこで、一方では、生産過程から継起的に $W'$ が市場に送り出され、生産資本の商品資本への転形があいついで行なわれ、他方では、 $W'$ は時期を異にして継起的に販売され、商品資本の貨幣資本への転形が時期を異にして行なわれることになる。したがって、資本の一部分は、資本の再生産過程においてつねに商品資本の形態で存在することになる。このように、 $W' \mid G'$ の結果として形成され、原料等および労働力、生産資本に再転形される貨幣資本は、時期を異にして継的に形成されてくる。

つぎに、原料等および労働力の購買にあてられる貨幣資本の生産資本へ転形、 $G \mid W \wedge Pm^A$ の過程をみてみよう。いうまでもなく、生産を連続的に行なうためには、つねに原料等の在荷を十分に準備していなければならないが、これらの在荷は、労働過程において生産的に消費されるそれぞれの諸要素によって違った一定の更新期間をもっている。したがって、原料、補助材料等は、それぞれ違った一定の更新日に購買され、補充される。つまり、 $G \mid Pm$ は、相異った時期に行なわれる諸購買に分裂する。また、労働力の購買についてみれば、労働力という特殊な商品は、その性質上、在荷として準備しておくようなことはできず、特定の短期間ごとに賃金を支払わなければならない。つまり、 $G \mid A$ は、一定の支払期日ごとに行なわれる。したがって、 $G \mid W \wedge Pm^A$ は、それぞれの生産の要素の更新期間によって、時期を異にして継的に行なわれる。いかえれば、貨幣資本の生産資本への再転形は、資本の再生産過程の諸条件にもとづいて時期を異にして継的に行なわれるのである。そこで、一方では、 $W' \mid G'$ がたえず継行的に行なわれて貨幣資本が継的に形成され、他方では、 $G \mid W \wedge Pm^A$ はそれぞれの生産の要素の更新期間によって時期を異にして継的に行なわれる。こうして、資本の一部分は、たえず更新されながら、つまりそれを構成する個

々の貨幣片をたえずかえながら、資本の再生産過程においてつねに貨幣資本の形態で存在することになる。

ところで、貨幣資本がはたす諸機能は貨幣の諸機能のみである。 $G \rightarrow W \wedge P_{mA}$ が行なわれるときには、貨幣資本は購買手段あるいは支払手段として機能する。貨幣資本が購買手段として機能するか、支払手段として機能するかは、 $G \rightarrow W \wedge P_{mA}$ がどのような形態で行なわれるかに依存している。原料等を直接に購買するさいには、貨幣資本は購買手段として機能し、掛けで購買するさいには、貨幣資本は支払手段として機能する。また労働力の購買のさいには、貨幣資本は支払手段として機能する。資本の再生産過程において貨幣の形態にとどまっている貨幣資本は、購買手段あるいは支払手段として機能することを準備している段階にある。それは、購買手段および支払手段の準備金として存在しているのである。

資本の再生産過程において、購買手段および支払手段の準備金として存在する貨幣資本は、「準備貨幣資本」というようにもいわれ、また蓄蔵貨幣の側面からとらえる場合には「蓄蔵貨幣の第一形態」であるとされている。なお、私は、この「蓄蔵貨幣の第一形態」は広義の蓄蔵貨幣の一つの形態であると理解している（拙著『貨幣論研究序説』、青木書店、昭和四〇年、および『貨幣論』、青林書院新社、昭和五一年、参照）。

以上、資本の再生産過程における購買手段および支払手段の準備金としての貨幣資本についてのべてきたが、いままでの説明からもわかるように、この貨幣資本は、たえず流動しており、たえず流通に流れこみ、たえず流通から帰ってくる。すなわち、 $W \rightarrow G$ によってたえず購買手段および支払手段の準備金としての貨幣資本が形成され、他方では、この貨幣資本は $G \rightarrow W \wedge P_{mA}$ を経てたえず購買手段あるいは支払手段として能動的に流通していく。このように流動的なこの貨幣資本のはたす諸機能には、たえざる貨幣の収納、保管、支払、簿記などの技術的な諸操作が必要とさ

れる。そして、これらの貨幣の技術的な諸操作を行なうためには特殊な労働と費用を支出しなければならぬ。ところが、この貨幣の技術的な諸操作を行なうための特殊な労働は、価値を創造する労働ではない。したがって、貨幣の技術的な諸操作を行なうために支出される費用は流通費である。そこで、資本は、貨幣の技術的な諸操作を行なうための支出を節約し、縮小することを要求する。この資本の要求は、貨幣取扱資本という独自の資本を自立化させ、貨幣取扱業者を登場させることになる。貨幣取扱業者は、貨幣取り扱いの業務のために貨幣資本を投下し、多数の産業資本家たちの出納代理人としてかれらのために貨幣取り扱い業務を専門的に行なう。そして、この独自の事業の規模の拡大によって不生産的な流通費が社会的に節約され、縮小されることになる。

ところで、貨幣取扱業者が多数の資本家の出納代理人として貨幣の収納、保管、支払、簿記などの貨幣取り扱い業務を代行するためには、産業資本家たちの手もとにある購買手段および支払手段の準備金としての貨幣資本が、貨幣取扱業者の手もとに集中されなければならない。貨幣取扱業者は、多数の資本家の購買手段および支払手段の準備金としての貨幣資本を自分の手もとにおくことによって、はじめてかれらにかわって貨幣取り扱いの業務を行なうことができるのである。そこで、多数の資本家たちのもとで形成される購買手段および支払手段の準備金としての貨幣資本は、貨幣取扱業者のもとに集中されることになる。

こうして、多数の資本家の購買手段および支払手段の準備金としての貨幣資本は貨幣取扱業者の手もとに集中され、貨幣取扱業者によって共同的に管理されることになる。その結果、つぎのようなことが生じてくる。それは、一方では、貨幣取扱業者の手もとに保管されている貨幣資本が引き出されて購買手段あるいは支払手段として能動的に流通するが、他方では、同時に購買手段および支払手段の準備金としての貨幣資本が預けられてくるということであ

る。だから、貨幣取扱業者の手もとに集中された購買手段および支払手段の準備金としての貨幣資本の全部が、社会的に購買手段および支払手段の準備金としての貨幣資本の機能をはたすのではなく、その一部分のみが購買手段および支払手段の準備金としての貨幣資本の機能をはたすにすぎないことになる。つまり、多数の資本家の購買手段および支払手段の準備金としての貨幣資本は、貨幣取扱業者に集中され、共同的に管理されることによって、社会的に購買手段および支払手段の準備金として機能する貨幣資本が経済的最小限に縮小されるのである。このことにもなつて、貨幣取扱業者の手もとには、現実には購買手段および支払手段の準備金としての機能をはたしていない貨幣資本が存在するということになる。それは、社会的には、遊休している貨幣資本である。貨幣取扱業者は、かれの手もとにとどまっているこの遊休貨幣資本を自分の事業の拡大のためにもちいることもできるし、また貸し出すこともできる。しかし、貨幣取扱業者としては、貸し出しにもちいることはできない。

以上考察してきたように、資本の再生産過程において購買手段および支払手段の準備金として存在する貨幣資本は、たえず流動しており、それには収納、保管、支払、簿記などの技術的な諸操作が必要とされる。そして、これらの技術的な諸操作を行なうのに支出される流通費の節約のために、それは貨幣取扱業者に集中され、貨幣取扱業者によって共同的に管理されることになる。その結果、その一部分は、社会的には購買手段および支払手段の準備金として機能しない、遊休している貨幣資本となつて貨幣取扱業者の手もとに沈澱することになる。だから、多数の資本家の購買手段および支払手段の準備金としての貨幣資本を集中し、そしてその一部分を遊休貨幣資本に転形することができるのは、貨幣取り扱い業務を行なうことによつてである。

そこで、銀行は、貨幣取り扱い業務を営み、多数の資本家の購買手段および支払手段の準備金としての貨幣資本を

大量に集め、共同的に管理することによって、その一部分を貸出可能な貨幣資本に転形させるのである。この預金は、いうまでもなく当座預金である。したがって、当座預金の源泉は、資本の再生産過程において購買手段および支払手段の準備金として存在している貨幣資本であるということになる。

(2) 預金の第二の源泉は、資本の再生産過程における必然的な、または偶然的な契機にもとづいて形成される遊休貨幣資本である。

ここでいう遊休貨幣資本とは、資本の再生産過程における必然的な、または偶然的な契機にもとづいて資本の再生産過程から分離されて、その外部に存在しており、一定の期間が経過するまでのあいだ、あるいは一定の大きさの額になるまでのあいだ、あるいはまた資本の再生産のために必要な貨幣資本が外的な諸事情によって足りなくなるといふことが生じるまでのあいだ、遊休している貨幣資本である。

資本の再生産過程における必然的な契機にもとづいて形成される遊休貨幣資本には、固定資本の減価償却基金および資本の蓄積基金という二つの形態があり、一定の諸条件のもとで偶然的に形成される遊休貨幣資本には、遊離貨幣資本という特殊な形態がある。以下、これら三つの形態の遊休貨幣資本についてそれぞれ考察し、それらがどうして預金の源泉となるか、またどういふ目的でどういふ種類の預金となるか、などについてみていくことにする。

なお、遊休貨幣資本は、蓄蔵貨幣の側面からとらえる場合には「蓄蔵貨幣の第二形態」であるとされている。預金の第一の源泉としてあげた資本の再生産過程において購買手段および支払手段の準備金として存在する貨幣資本が、「蓄蔵貨幣の第一形態」であるとされているのにたいして、遊休貨幣資本は、「蓄蔵貨幣の第二形態」であるとされているのである。私は、まことに「蓄蔵貨幣の第一形態」は、広義の蓄蔵貨幣の一つの形態であるということをおのべた

が、これにたいして、この「蓄蔵貨幣の第二形態」については、私は狭義の蓄蔵貨幣であると考えているので、ここに付記しておく（前掲、拙著『貨幣論研究序説』、『貨幣論』、参照）。

(a) 固定資本の減価償却基金

工場の建物や機械や原料、補助材料などの生産手段に投下された資本は不変資本であるが、これらのうち工場の建物や機械などの労働手段は、一定の期間のあいだ労働過程においてたえずくりかえし同じ機能をはたすことができる。したがって、労働手段は、ある一定の期間のあいだ生産面にしばらくつけられている。しかし、労働手段は、その機能をはたすのにつれてだんだん摩損していく。この摩損とともに、労働手段の価値の一部分は、それによって生産された生産物に移っていくのであるが、他の価値部分は、依然として労働手段に固定されている。この労働手段に固定されている価値部分は、労働手段が役にたたなくなるまでのあいだ、だんだん減少していくが、労働手段が労働手段として役だっているあいだは、その価値の一部分は、依然として労働手段に固定されている。このように、労働手段に投下された資本部分は、その使用形態において流通するのではなく、ただその価値だけが流通する。しかも、その価値は、労働手段から商品として流通する生産物に移っていくのにつれてだんだんに少しずつ流通する。そして、その価値の一部分は、労働手段が機能する全期間にわたって、それによって生産される商品にたいして独立に、つねにその労働手段に固定されている。このような独自性をもつ労働手段に投下された不変資本部分を固定資本という。

ところで、この固定資本の独自の流通から固定資本の独自の回転が生じてくる。まえにのべたように、固定資本がその現物形態の摩損によってうしなう価値部分は、それによって生産された生産物の一つの価値部分となる。二三べ

ージでのべた $W'$ 、商品資本のいろいろな価値部分のうちの「(2)機械等(労働手段)の摩損価値部分(固定資本の減価償却部分)」である。そして、この生産物は、 $W' - G'$ によって商品から貨幣に転形する。したがってまた、 $W'$ の価値の一部分となつてゐる労働手段の摩損価値部分も貨幣に転形する。そこで、労働手段の価値は、いまでは二重に存在していることになる。すなわち、その一部分は、生産過程にぞくしてゐる労働手段の現物形態にしばらくつけられたまま存在し、他のもう一つの部分は、労働手段の現物形態からはなれて貨幣の形態で存在している。そして、労働手段がその機能を果たしていくにつれて、労働手段の現物形態で存在する価値部分はたえず減少していき、貨幣の形態に転形される価値部分はたえず増加していき、ついにこの労働手段は、その生涯をおえてその価値の全部がその遺骸からはなれて貨幣に転形してしまうことになる。ここに、固定資本の回転の特徴が現われている。固定資本の価値の貨幣への転形は、その価値の担い手である商品の貨幣への転形と同じ步調ですすんでいくが、貨幣の形態から現物形態への固定資本の価値の再転形は、労働手段それ自身の再生産の周期によって、すなわち、労働手段が消耗しつくされてしまつて、同じ種類の新しい労働手段にとりかえられなければならないまでの時間によって規定されている。たとえば、機械の機能期間が一〇年であるとすれば、この機械に最初に投下された価値の回転期間は一〇年ということになる。この期間が経過するまでは、この機械は更新される必要はなく、その現物形態で機能しつづけることができる。そのあいだに、この機械の価値は、ひきつづきこの機械によって生産される商品の価値部分として少しずつ流通し、こうしてだんだん貨幣に転形していき、さいごに一〇年目のおわりにはその価値は全部貨幣に転形して、さらに貨幣から新しい機械に再転形し、こうして、その回転が完了することになる。

このような固定資本の独自の回転から、その再生産を行なうまでのあいだ固定資本の価値は、一部分ずつ貨幣の形

態をとり、貨幣の形態で積み立てられていなければならないということが必然的に生じてくる。この貨幣の形態で積み立てられている固定資本の価値が固定資本の減価償却基金である。したがって、固定資本の減価償却基金は、固定資本の独自の回転にもとづいて必然的に形成されなければならない。

固定資本の減価償却基金は、 $W' - G'$  によって転形された貨幣の一部分を構成している固定資本の摩損価値部分にあたる貨幣を購買にもちいないで、その流通を中断させ、流通の外にひきあげて積み立てるということによって形成される。そして、固定資本の減価償却基金の積み立ては、固定資本が元からの現物形態で労働手段として機能しつづける一定の年数からなる再生産期間がおわるまでくりかえしつづけて行なわれる。固定資本の再生産期間がおわったとくに、固定資本の減価償却基金として積み立てられていた貨幣は、一挙に流通に入り、新しい労働手段の購買にもちいられる。すなわち、貨幣の形態から現物形態に再転形される。しかし、つぎには、再びこの新しい労働手段のつぎの更新のための準備として減価償却基金の積み立てが行なわれなければならない。このように、固定資本の減価償却基金は、固定資本の現物形態が更新され、補填されるまでのあいだ、貨幣の形態で、その更新、補填のための準備金として存在しているものである。

まえにものべたように、固定資本の減価償却基金は、 $W' - G'$  によって転形された貨幣のうちの一部分を構成している固定資本の摩損価値部分にあたる貨幣を購買にもちいないで、その流通を中断させ、流通の外にひきあげるということによって形成される。したがって、固定資本の減価償却基金を形成し、積み立てることは、貨幣蓄蔵の一つの形態である。この貨幣蓄蔵は、それ自身、資本の再生産過程の一つの要素となっている。すなわち、それは、固定資本の現物形態の寿命がおわり、その価値を全部それによって生産された商品にひきわたしてしまつて、新しい現物形態

で補填されなければならなくなるまでの、固定資本の価値の再生産であり、貨幣の形態での積み立てである。

この貨幣蓄蔵の結果である固定資本の減価償却基金としての貨幣は、蓄蔵貨幣の形態にある。固定資本の減価償却基金として積み立てられている蓄蔵貨幣は、固定資本を現物形態で更新し、補填するためにもちいられるべく規定されているのであるから、それはたんなる蓄蔵貨幣ではなく、貨幣資本である。しかし、資本の再生産過程のなかにあって、生産の連続性を維持するために機能しつつある貨幣資本、(1)のところでのべた貨幣資本ではない。なぜなら、生産過程においては、固定資本の現物形態は労働手段としてその機能をはたしており、固定資本の減価償却基金が充用されることなしに生産過程は連続的に進行しているからである。固定資本の減価償却基金として積み立てられている貨幣は、固定資本の現物形態が新たに更新されるときに、蓄蔵貨幣の形態をうしない、再び能動的に、流通によって媒介される資本の再生産過程に入っていくのである。したがって、固定資本の減価償却基金として存在する貨幣資本は、資本の再生産過程から排除され、分離されており、その外部にあって、固定資本が元からの現物形態で労働手段として生産過程において機能しつづけているあいだは、遊休していることになる。固定資本の減価償却基金は、資本の再生産過程における必然的な契機にもとづいて形成される遊休貨幣資本の一つの形態である。

このような遊休貨幣資本である固定資本の減価償却基金は、預金の源泉となる。資本にとって固定資本の減価償却基金をただ保管しておくということは、絶対的に不生産的である。だから、産業資本家は、これを利殖のために運用することを欲求し、その一つの方法として利子を取得するために銀行に預金する。銀行の方からみれば、利子をつけてこの遊休貨幣資本を借り入れるのである。固定資本の減価償却基金は、固定資本の現物形態を更新するまでのあいだ、一定の期間にわたって遊休しているのであるから、その預金の種類は、もっとも利子の高い定期預金ということ

になる。

(b) 資本の蓄積基金

資本主義的生産の目的は、いうまでもなく、利潤を取得することにある。できるだけ多くの利潤を取得するためには、生産の規模を拡大し、拡大再生産を行なわなければならない。資本主義的再生産は、本来、拡大再生産である。

ところで、生産の規模を拡大し、拡大再生産を行なうためには、追加的貨幣資本が必要である。そこで、利潤の一部が資本に転化されることになる。この利潤を資本に再転化すること、利潤を資本として充用することを資本の蓄積という。

このように、生産の規模を拡大するためには追加的貨幣資本が必要であるが、この追加的貨幣資本の大きさは、生産過程そのものによって技術的に規定されている。したがって、現実には、貨幣に転形された利潤の一部が資本化されることになっていても、なん回か資本の運動がくりかえされてから、はじめて追加的貨幣資本として機能するところができる大きさに達する場合がある。

貨幣に転形された利潤が資本に転化されるにしても、それが生産の拡大のために必要とされる最小限の大きさに達していないあいだは、その資本によってつぎつぎに生みだされる貨幣に転形された利潤の総額が既存の資本といっしょになって機能することができるようになるまで、資本の運動がなん度もくりかえされなければならない。したがって、資本化される貨幣に転形された利潤部分は、追加的貨幣資本として機能することができる大きさに達するまでのあいだ積み立てておかなければならないということになる。こうして、資本の現実の蓄積とならんで、貨幣の蓄積、貨幣に転形された利潤の一部を積み立てることが行なわれるのである。

この貨幣の積み立ては、 $W'$ にふくまれている利潤のうちで資本化されるべき部分、二三ページでのべた「(3)拡大再生産のために積み立てられる利潤部分」が、 $W' - G'$ によって貨幣に転形され、この部分の貨幣を流通からひきあげることによって行なわれる。いいかえれば、 $W' - G'$ によって貨幣に転形された利潤のうち資本化されるべき部分を購買にもちいないで、その流通を中断させることによって行なわれる。したがって、生産の規模を拡大するために貨幣に転形された利潤の一部分を積み立てるということは貨幣蓄蔵である。このような貨幣蓄蔵によって積み立てられている利潤の一部分である貨幣は、蓄蔵貨幣の形態にある。この貨幣の形態で存在する利潤の一部分である蓄蔵貨幣は、資本の再生産過程に入って現実に機能する資本に転化するために、資本の再生産過程の外部にあるのであるから、このような蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、資本の蓄積の過程につつまれており、この過程に一時的にとまぬものとして現われる。しかし、この貨幣蓄蔵そのものによっては、資本の再生産過程はなんら拡大されないし、利潤が資本に転化したことにはならないから、本質的には、資本の蓄積の過程から区別される。

生産の規模を拡大するために積み立てられている貨幣が、資本の蓄積基金と呼ばれる。資本の蓄積基金は、すでにのべたように、蓄蔵貨幣の形態にあるが、それは追加的貨幣資本として機能することができる一定の大きさには達すれば、資本の再生産過程のなかに入り、現実はこの過程において機能している既存の資本といっしょになって生産の規模を拡大するために生産資本の諸要素に転形されるべく規定されているのであるから、それは貨幣資本である。しかし、それはまだ資本の再生産過程に入っておらず、この過程において貨幣資本としてはまだ機能していない、まだ追加的貨幣資本としての機能を行なう能力をもっていない貨幣資本である。したがって、資本の蓄積基金として存在する貨幣資本は、資本の再生産過程から排除され、分離されており、この過程の外部にあって、追加的貨幣資本として

機能することができるときに達するまでのあいだは、遊休していることになる。資本の蓄積基金は、資本の再生産過程における必然的な契機にもとづいて形成される遊休貨幣資本の一つの形態である。

このような遊休貨幣資本の一つの形態である資本の蓄積基金も預金の源泉となる。固定資本の減価償却基金と同じように、資本の蓄積基金をそれが追加的貨幣資本として機能することができるときに達するまで、ただ保管しておくということは、資本にとってまったく不生産的である。だから、資本家は、これを利殖のために運用することになる。その運用の一つの方法として利子を取得するために預金する。その預金の種類は、その目的が利子の取得にあるのであるから、利子のもっとも高い定期預金ということになる。

### (c) 遊離貨幣資本

ここで、遊離貨幣資本という場合の「遊離」とは、資本の再生産過程に投下されている資本の一部分がなんらかの事情によって過剰になり、余分になって、資本の再生産過程から排除され、分離されるという意味である。そして、資本の再生産過程にとって過剰になり、余分となってこの過程から遊離された貨幣が貨幣資本と規定されるのは、それが資本の再生産過程に投下された資本の一部分であり、したがって資本として作用しつづけるべきものであるからである。

遊離貨幣資本は、資本の再生産過程における必然的な契機にもとづいて形成される固定資本の減価償却基金や資本の蓄積基金とは違って、資本の再生産過程における生産手段や労働力などの生産諸要素の価格、資本の回転期間、生産された商品Wの価格などの種々の変動のなかで資本の一部分が過剰になり、余分となるという一定の諸条件が生じたさいに偶然的に形成される。それでは、どのような諸条件のもとにおいて遊離貨幣資本が形成されるのかということ

となるが、その諸条件は、生産手段や労働力などの生産諸要素の価格の変動、資本の回転期間の変動、生産された商品Wの価格の変動、これらの諸変動のいろいろな組み合わせのなかで与えられる。遊離貨幣資本が形成される諸条件については、すでに別稿において（前掲『貨幣論』、六四―五ページ）明らかにしているので、くわしいことはここでは省略するが、もっとも簡単な場合は、つぎのような場合である。

(イ) 資本の回転期間、生産された商品Wの価格は変わらないが、生産手段や労働力などの生産諸要素の価格が下落した場合。

(ロ) 生産手段や労働力などの生産諸要素の価格、生産された商品Wの価格は変わらないが、資本の回転期間（資本の回転期間は生産期間と流通期間とからなる）が短縮された場合。

(ハ) 資本の回転期間、生産手段や労働力などの生産諸要素の価格は変わらないが、生産された商品Wの価格が騰貴した場合。

遊離貨幣資本は、資本の再生産過程にとって過剰となり、余分となった貨幣資本であるから、それは、資本の再生産過程から排除され、分離されており、この過程の外部にあって一時的に遊休している。したがって、遊離貨幣資本は、遊休貨幣資本の一つの形態である。しかし、遊離貨幣資本は、一定の諸条件のもとにおいてのみ偶然的に形成されるものであるから、それは遊休貨幣資本の特殊な形態としてとらえられる。

ところで、この遊離貨幣資本は、つぎのような場合、たとえば、資本の回転期間、生産された商品Wの価格は変わらないが、生産手段や労働力などの生産諸要素の価格が騰貴した場合、また生産手段や労働力などの生産諸要素の価格、生産された商品Wの価格は変わらないが、資本の回転期間が長くなった場合、あるいは資本の回転期間、生産手

段や労働力などの生産諸要素の価格は変わらないが、生産された商品Wの価格が下落した場合、すなわち遊離貨幣資本が形成される諸条件にたいしてまったく逆の諸条件が生じた場合には、資本の再生産過程に再び入り、生産資本に再転形すべき貨幣資本として機能することになる。なぜならば、これらの場合には再生産過程を続行していくのに資本が不足することになるからである。したがって、遊離貨幣資本は、資本の再生産過程の攪乱を調節するための準備金としての役割をはたすのである。

このような遊離貨幣資本は、比較的長期にわたって、つねに存在するものではない。とはいえ遊離貨幣資本として存在しているかぎり、それは遊休貨幣資本である。資本家は、これを利殖のために、たとえ短期でも運用することを欲求する。

したがって、この遊離貨幣資本も預金の源泉となる。しかし、この源泉からの預金の種類については一概にいうことはできない。それは、遊離貨幣資本が形成されたのち、資本の再生産過程がどのようにすすんでいくかということにかかわっており、それをどのようにに推測するかによって決められるからである。考えられる預金の種類は、通知預金、定期預金、あるいは金額がまとまっていれば譲渡性預金ということになるであろう。

以上、預金の源泉として遊休貨幣資本について考察した。遊休貨幣資本の形態として三つあげたが、いずれの形態のものであろうが、それは資本にとっては不生産的なものである。そこで、産業資本家は、これらを利殖のために運用することになる。したがって、銀行にとっては、資本の再生産過程において形成される遊休貨幣資本は、利子をつけて借り入れる預金の源泉となるのである。

なお、産業資本家は、遊休貨幣資本を利殖のためにより有利に運用することを欲求するであろうから、遊休貨幣資本

本のすべてが銀行に利子を取得するために預金されるとは限らない。その一部は有価証券として運用するということは考えられうることである。

(3) 預金の第三の源泉は、個人の所得者の手もとに購買手段および支払手段の準備金として存在している貨幣である。<sup>(1)</sup>

いままでのべてきた預金の第一および第二の源泉は、資本の再生産過程において資本の運動によって規定されており、資本の運動そのものに直接に関係して存在する源泉であるが、資本の運動から派生して生じる労働者や資本家の個人の所得の流通においても預金の源泉を見出すことができる。これからのべる預金の第三および第四の源泉は、個人の所得の流通において形成される源泉である。

資本の総流通の第二の過程  $G \rightarrow W \rightarrow P_m \rightarrow A$  における  $G \rightarrow A$  は労働力の購買であるが、労働力の販売者である労働者の側からみれば、特殊な商品である労働力を販売する  $A \rightarrow G$  である。そして、労働者は労働力を販売してえた貨幣でもって生活に必要な諸商品を購入し、生活を維持していくのであるから、ここに  $A \rightarrow G \rightarrow W$  という労働者の所得の流通がなりたつ。

また、資本の総流通の出発点となる  $W'$  商品の価値部分には利潤部分がふくまれているが、この利潤の一部分は資本家の所得になる。まえに二三ページでのべた「(4) 資本家の所得となる利潤部分」である。  $W' \rightarrow G'$  によってこの部分も貨幣に転形し、貨幣の形態で資本家は所得として取得する。資本家は、この貨幣でもって自分自身の生活のために必要な諸商品を購入し、生活を維持する。したがって、ここでは資本家の所得となる利潤部分  $w \rightarrow g \rightarrow w$  という資本家の所得の流通がなりたつことになる。

このように、 $A \rightarrow G \rightarrow W$ および $w \rightarrow g \rightarrow w$ における第一の段階、 $A \rightarrow G$ 、 $w \rightarrow g$ は、いずれも資本の再生産過程のなかにふくまれていてゐる。しかし、これらの第一の段階を補足する第二の段階、 $G \rightarrow W$ および $g \rightarrow w$ は、資本の再生産過程からはなれて一般的な商品流通に入り、資本の再生産過程にふくまれていない。これらの流通は所得の流通であり、単純な商品流通である。

単純な商品流通である所得流通においては、貨幣はたんなる貨幣として購買手段および支払手段としての機能を持たず。 $A \rightarrow G$ 、 $w \rightarrow g$ の結果である貨幣は、いずれも労働者、資本家の個人的な消費にあてられ、生活に必要な諸商品の購買にもちいられるが、この諸商品の購買は一時に行なわれることなく、時期を異にして行なわれる。つまり、個人的消費にあてられる所得、貨幣は、逐次、少しずつ支出される。したがって、個人的消費にあてられる貨幣の一部分は、一時的に購買手段の準備金として存在することになる。また労働者や資本家が生活に必要な諸商品を掛けて購買している場合には、個人的消費にあてられる貨幣の一部分は、その債務の支払のために、支払期日までのあいだ支払手段の準備金として存在する。このように、生活に必要な諸商品の購買が時期を異にして継行的に行なわれ、また掛けて購買されるために、個人的消費にあてられる貨幣の一部分は、一時的に、購買手段および支払手段の準備金として存在することになる。そこで、労働者や資本家は、ごく短い一カ月足らずではあるが、利子を取得しようとする。

したがって、労働者や資本家の手もとにある購買手段および支払手段の準備金としての貨幣は、預金の源泉となる。ところで、この労働者や資本家の購買手段および支払手段の準備金としての貨幣は、個人的消費のために逐次もちいられ、支出されていくのであるから、必要なさいにはかれらの手もとになければならない。だから、利子を取得

するために預け入れるが、他方、必要なときにはいつでも払い戻しができる預金でなければならない。

そこで、労働者や資本家の手もとにある購買手段および支払手段の準備金としての貨幣を源泉とする預金は、利子がつけられており、要求払預金である普通預金ということになる。

以上、資本の運動から派生的に生じる労働者や資本家の所得流通において預金の源泉についてみてきたが、これまでのべてきたことは、その他のいわゆる勤労者層、資本家層、また個人事業主などの所得流通にもあてはまる。したがって、預金の第三の源泉は、一般的には、個人の所得者の手もとに購買手段および支払手段の準備金として存在している貨幣である、ということになる。

なお、まえにものべたように、最近では、いわゆる勤労者層の給与、資本家層、その他の個人の所得となる種々の支払いが、所得者の普通預金口座への振り込みで行なわれるということが普及してきており、他方、公共料金やクレジットカード・カードの利用代金の支払いや住宅ローンその他のいわゆる消費者金融の返済などが普通預金口座を通して自動的に行なわれるようになってきており、またその他のサービスが銀行によって普通預金を中心としていろいろな工夫されてきている。このようなことから、普通預金は、貯蓄ないし利子の取得を目的とする預金というよりは、いろいろなサービスを利用するための預金、入金、支払、記帳などの貨幣の技術的な諸操作を銀行に代行してもらおうということのための預金、出納預金の性格が強くなってきている。

(4) 預金の第四の源泉は、所得流通において形成される遊休貨幣である。<sup>(2)</sup>

各層の所得者は、所得として入った貨幣でもって生活を維持していくために必要な諸商品を購入するわけであるが、なおその一部分は貯蓄にまわされる。それは、たとえば、結婚、住宅、養育、老後の生活、または不測のわざわ

いにそなえるというような目的のためである。この貯蓄にあてられる貨幣は、購買にもちいられないで、さしあたり所得者の生活にとって不用な貨幣であり、一定の期間遊休している。したがって、所得流通において形成されるこのような遊休貨幣は預金の源泉となる。所得者は、このような貨幣をできるだけ有利に運用しようとする。だから、預金の種類は、普通預金というよりも定期預金ということになる。

(1)、(2) 預金の第三の源泉である所得者の手もとに存在する購買手段および支払手段の準備金としての貨幣は、たんなる貨幣であつて、それは広義の蓄蔵貨幣の形態にある。また預金の第四の源泉である所得流通において形成される遊休貨幣も、たんなる貨幣である。しかし、遊休貨幣は狭義の蓄蔵貨幣である(拙著『貨幣の基礎理論』、青木書店、昭和四四年、参照)。

(5) 預金の第五の源泉は、貨幣資本家の貨幣資本である。貨幣資本を所有しているが、みずからそれを産業資本あるいは商業資本として機能させない貨幣資本家の貨幣資本である。したがって、たとえば、機能資本家から引退した資産家、あるいは金利生活者が所有する貨幣資本である。この貨幣資本を源泉とする預金は、利子のもっとも高い定期預金ということになる。

#### 四

以上、第二節においてはわが国の銀行の貸借対照表の勘定科目にもとづいて各種の預金について考察し、第三節においては預金の源泉について考察してきた。そこで、いわばまとめとして、預金とはなにか、その一般的な性質について整理しておくことにしよう。

(1) 預金者が預金をする目的には二つあり、一つは貨幣の収納、保管、支払、簿記などの技術的な諸操作を代行して

もらうという目的であり、もう一つは利殖という目的である。銀行は、前者の預金の集積のためには貨幣取り扱い業務を営まなければならず、後者の目的にたいしては預金に利子をつけなければならぬ。

(2) 預金のなかには、たとえば貨幣資本家の貨幣資本のように、ある程度まとまった大きな金額でそれをそのまま利子生み資本として運用することができるものもあるが、たとえば個人の所得者の貯蓄のための遊休貨幣のように、それだけでは利子生み資本として運用することができない小さな金額のものもある。前者のような場合には、銀行は借り手とのあいだの媒介機能をはたすことができるが、後者のような場合には、銀行は小さな金額の預金を大量に集めて大きな金額にまとめて貸出可能な貨幣資本に転化させて、そのうえで利子生み資本として運用するのであるから、銀行がはたす機能は借り手とのあいだの媒介機能ではない。小さな額の貨幣を預金として大量に集め、そしてそれを貸出可能な貨幣資本に転化させるのは、銀行制度の特殊な機能である。

(3) 預金は、いずれの預金であっても、預金者にとっては銀行にたいする債権であり、銀行にとっては債務である。

(4) 預金は、預金者にとってはなんらかの目的のために預けられている貨幣であるが、預けられた貨幣がすべて銀行の金庫のなかに保管されているわけではない。銀行が預金業務を営むのは貸出可能な貨幣資本をつくりだすためであるから、銀行は大量に集めた預金をもとにして貸し付けや手形の割引等を行ない利子生み資本として運用する。したがって、少額の現金支払準備金として残されているもの以外は、銀行の金庫のなかに現実の貨幣として存在していない。預金の堆積は、銀行にたいする貨幣請求権の堆積にすぎない。

(5) 当座預金をのぞけば、預金は、預金者にとっては利子を生む貨幣資本ということになるが、しかし銀行の金庫のなかで遊休している貨幣資本の状態にあるかも知れない。

(6) 銀行は預金をもとにしてそれを利子生み資本として運用し、預金の堆積はたんに銀行にたいする貨幣請求権の堆積にすぎないから、同じ貨幣片が、預金され、それが貸し付けられ、そしてそれが他の人によってまた預金されるといふことがくりかえされて、多くの預金を形成することができる。

(7) 預金は、それが小切手や手形の振り出し、あるいは送金など振り替えによって使われる場合には、ただ帳簿上の金額として機能することがある。

(8) 銀行の貸し付けや手形の割引が借り手、手形割引依頼人の預金口座にその金額を計上するということによって行なわれるから、預金は銀行の貸し出しによってもつくりだされる。

(昭和五七年一月二五日)